

平成23年度版

広島市の環境

(広島市環境白書)

広島市環境局

平成23年度版「広島市の環境」は、次のホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/000000000000/1204710621008/index.html>

登録番号	広H7-2011-693
名称	平成23年度版 広島市の環境
主管課及び 所在地	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 (082)504-2505
発行年月	平成24年3月
印刷会社	株式会社インパルスコーポレーション

目 次

第1章 総 論	1
第1節 広島市の環境行政のあゆみ	1
1 環境問題の変遷	1
2 本市の環境行政のあゆみ	2
3 重点的取組の状況	3
(1) ゼロエミッションシティ広島の推進	3
(2) 地球温暖化対策の推進	4
第2節 広島市の環境の状況	5
1 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する	5
(1) 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全	5
(2) 自然とのふれあいの推進	9
(3) 開発等に際しての環境保全への配慮	10
2 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する	11
(1) 大気環境の保全	11
(2) 水環境、土壌環境の保全、地盤沈下の防止	14
(3) 騒音・振動の防止	16
(4) 有害化学物質対策の推進	18
(5) ゼロエミッションシティ広島の推進	20
3 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす	23
(1) 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進	23
(2) 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かした まちづくりの推進	24
4 地球環境の保全に積極的に貢献する	25
(1) 地球温暖化対策の推進	25
(2) オゾン層の保護	29
(3) 酸性雨の防止	30
(4) 国際協力の推進	30
5 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む	31
(1) 環境情報の収集と提供	31
(2) 環境教育・環境学習の推進	31

(3) 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進	32
(4) 市の率先取組の推進	33
 第2章 施策の実施状況	34
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する	34
1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全	34
(1) 生物の多様性の確保	34
(2) 水辺の保全	36
(3) 緑の保全	37
(4) 農地の保全	42
2 自然とのふれあいの推進	45
(1) 自然とのふれあいの推進	45
(2) 自然とふれあうことのできる場の確保	50
3 開発等に際しての環境保全への配慮	54
(1) 環境影響評価制度の運用	54
(2) 自然環境に配慮した開発等の実施	54
 第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する	55
1 大気環境の保全	55
(1) 大気汚染の防止	55
(2) 悪臭の防止	59
(3) 光害（ひかりがい）等への対応	59
(4) 緊急時の措置	59
2 水環境、土壤環境の保全、地盤沈下の防止	60
(1) 水質汚濁の防止	60
(2) 土壤環境の保全	63
(3) 地盤沈下の防止	64
(4) 水の適正な循環の確保	64
3 騒音・振動の防止	65
(1) 自動車騒音・振動対策の推進	65
(2) 鉄道騒音・振動対策の推進	65
(3) 航空機騒音対策の推進	65
(4) 工場・事業場対策の推進	65
(5) 建設作業対策の推進	66
(6) その他の騒音対策	66
(7) 監視体制の充実	66

4 有害化学物質対策の推進	67
(1) 工場・事業場の規制・指導	67
(2) P R T R制度による対策の推進	67
(3) 監視体制の充実	68
5 ゼロエミッションシティ広島の推進	72
(1) 廃棄物等の発生抑制（リデュース）	72
(2) 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進	74
(3) 廃棄物の適正処理の推進	78
第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす	81
1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進	81
(1) 「水の都ひろしま」づくりの推進	81
(2) 潤いのある緑のまちづくりの推進	83
2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進	86
(1) 良好な都市景観の形成	86
(2) きれいなひろしま・まちづくりの推進	88
(3) ごみ不法投棄対策の推進	91
(4) 文化財の保護・活用等の推進	91
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する	93
1 地球温暖化対策の推進	93
(1) 環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進	93
(2) 建築物の省エネルギー化の促進	96
(3) 環境への負荷の少ない交通体系の構築	97
(4) 新エネルギーの導入促進	98
(5) 温室効果ガスの吸収源対策	99
(6) その他の温室効果ガス排出抑制対策	99
2 オゾン層の保護	100
(1) フロンの回収・破壊の推進	100
(2) フロンのモニタリングの実施	100
3 酸性雨の防止	101
(1) 大気汚染防止対策の推進	101
(2) 酸性雨のモニタリングの実施	101
4 国際協力の推進	102
(1) 環境保全技術の移転・交流	102
(2) 国際機関等を通じた協力・連携	103

(3) 市民・事業者による国際協力等の促進	104
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む	105
1 環境情報の収集と提供	105
(1) 環境情報の収集	105
(2) 環境情報の提供	105
(3) 環境情報の共有	105
2 環境教育・学習の推進	106
(1) 環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保	106
(2) 環境教育・環境学習の場や機会の確保	106
(3) 環境学習のための環境情報の収集・提供	108
(4) 学校における環境教育・環境学習の推進	108
(5) 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進	108
3 市民、事業者の自主的な環境保全活動の促進	111
(1) 市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進	111
(2) 民間団体の環境保全活動の促進	111
(3) 地域社会での協働による環境保全活動の促進	111
(4) 環境に配慮した事業活動の促進	113
(5) グリーン購入の促進	114
4 市の率先取組の推進	115
(1) 広島市役所環境保全実行計画の推進	115
(2) 環境マネジメントシステムの推進	116
(3) 広島市役所におけるグリーン購入	116
第3章 取組状況の評価と今後の取組	117
第1節 平成22年度(2010年度)の取組状況	117
第2節 今後の取組	118
1 ゼロエミッションシティ広島の推進	118
2 地球温暖化対策の推進	118

データ集	119
1 大気関係	119
(1) 大気汚染に係る環境基準達成状況(一般環境大気測定局)	119
(2) 大気汚染に係る環境基準達成状況(自動車排出ガス測定局)	119
(3) 窒素酸化物測定結果	120
(4) 浮遊粒子状物質測定結果	121
(5) 二酸化硫黄測定結果	121
(6) 一酸化炭素測定結果	122
(7) 光化学オキシダント測定結果	122
(8) 炭化水素測定結果	123
(9) 降下ばいじん測定結果	123
(10) アスベスト調査結果	123
(11) 環境大気中フロン類調査	124
(12) 大気測定車による測定結果	124
(13) 浮遊粉じん等の測定結果	126
(14) 風向構成比及び風速	126
2 水質関係	128
(1) 調査項目一覧	128
(2) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合(河川)	131
(3) 生活環境の保全に関する環境基準値に適合した割合(海域)	131
(4) BOD(COD)の環境基準達成状況	132
(5) 生活環境項目調査結果(河川)	134
(6) 生活環境項目調査結果(海域)	135
(7) 健康項目等調査結果	136
(8) 海域の全窒素及び全燐に係る水質調査結果(表層)	136
(9) 栄養塩類調査結果(河川)	137
(10) 洗剤残存調査結果	137
(11) 底質調査結果	138
(12) 地下水質調査結果	138
3 騒音・振動関係	141
(1) 道路交通騒音に関する環境基準適合状況(路線別適合率)	141
(2) 道路交通騒音・振動測定結果	142
(3) 鉄道騒音・振動測定結果	144
(4) 航空機騒音測定結果(WECPNL)	146

4 有害化学物質関係	147
(1) 有害大気汚染物質モニタリング結果	147
(2) ダイオキシン類調査結果	148
(3) 内分泌かく乱化学物質調査結果	149
(4) P R T R 制度による届出排出量・移動量の内訳	150
5 公害関係法令に基づく事業場数等	151
(1) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数	151
(2) 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設数（電気・ガス工作物）	151
(3) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙関係特定施設数	152
(4) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設数	152
(5) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設数	152
(6) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん関係特定施設数	153
(7) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出数	153
(8) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	154
(9) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく水質関係特定事業場数	156
(10) 騒音規制法に基づく工場・事業場数	156
(11) 振動規制法に基づく工場・事業場数	157
(12) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音関係特定事業場数	157
(13) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出数	157
(14) 振動規制法に基づく特定建設作業実施届出数	158
(15) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係特定施設・事業場数	158
(16) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設数	158
(17) 公害防止管理者等選任状況	159
(18) 年度別公害苦情件数	160
(19) 業種別公害苦情件数	160
6 廃棄物関係	161
(1) 一般廃棄物	161
(2) 産業廃棄物	162
7 環境基準	163
(1) 大気汚染に係る環境基準	163
(2) 水質汚濁に係る環境基準	164
(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	169
(4) 土壌の汚染に係る環境基準	170
(5) 騒音に係る環境基準	172
(6) 航空機騒音に係る環境基準	173
(7) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	173
(8) ダイオキシン類に係る環境基準	174

(9) 有害大気汚染物質に係る環境基準	174
8 その他の基準	175
(1) 底質の暫定除去基準値	175
(2) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針値	175
(3) 自動車騒音の限度	176
(4) 道路交通振動の限度	176
(5) 有害大気汚染物質に係る指針値	177
資料集	179
1 広島市の環境保全行政	179
(1) 環境保全行政に関する局課等	179
(2) 環境保全対策関係経費	182
(3) 環境保全行政のあゆみ（年表）	188
2 関係条例等	197
(1) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の概要	197
(2) 広島市環境基本計画	198
(3) 環境影響評価制度	199
(4) 広島地域公害防止計画	203
(5) 広島市環境審議会	203
(6) 広島市環境調整会議	204
(7) 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例	205

はじめに

本市では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動が、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境に大きな負荷を与えていた状況を踏まえ、持続的発展が可能な社会の構築を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくため、平成11年(1999年)に「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定するとともに、平成13年(2001年)10月に、条例の内容を具体化した「広島市環境基本計画」を策定しました。

さらに、平成19年(2007年)6月には、「広島市環境基本計画」を改定し、「ゼロエミッショ
ンシティ広島の推進」と「地球温暖化対策の推進」の2つを重点施策に位置付けました。

このうち、ゼロエミッションシティ広島の推進については、平成21年(2009年)3月、平成25年度(2013年度)を目標年度とする「ゼロエミッションシティ広島を目指す第2次減量プログラム」を策定し、1人1日当たりのごみ排出量を、ごみの5種類分別収集開始以降で最も少なかった昭和60年度(1985年度)の実績値である765グラムとするなどの目標を掲げてごみの減量に取り組んでいます。

また、地球温暖化対策の推進については、平成21年(2009年)11月、2050年までに温室効果ガス排出量を平成2年度(1990年度)比で70%削減する目標を掲げた「広島カーボンマ
イナス70—2050年までの脱温暖化ビジョン」を策定し、様々な取組を行っています。

こうした中、昨年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故は、自然環境や人々の生活環境に大きなつめ跡を残すとともに、経済活動や国のエネルギー政策など、社会経済活動全般にわたって深刻な影響を与えています。

本市では、このような状況を踏まえて、現行の計画の見直しに取り組んでいます。

環境問題の解決には、市民・事業者・行政などあらゆる主体の協働が不可欠です。

今後とも、誰もが「生きることの素晴らしさ」を実感できる「世界に誇れる『まち』」を目指して、皆様方との協働のもと、環境問題の解決に取り組んでまいります。

本書は、平成22年度(2010年度)の広島市の環境の現状と「広島市環境基本計画」に掲げる諸施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書が幅広く活用され、効果的な環境保全活動の取組の一助となれば幸いです。

平成24年(2012年)3月

広島市長 松井一實

